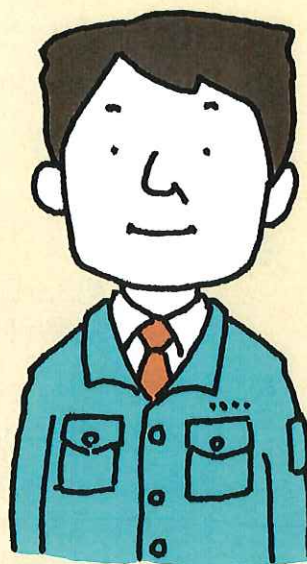


保育園が
会社にあると
安心して働ける。



保育園を
会社につくったら、
従業員がイキイキ。



子育て中の
従業員もうれしい。
会社もうれしい。

「会社がつくる保育園」
新たな助成制度が
はじまります。

従業員の多様な働き方に
対応できる。



パートタイム勤務



土日、夜間勤務

地域の会社が共同で
つくることもできる。



従業員のための保育園をつくりませんか？

設置・運営の費用を

【企業主導型保育事業】で助成します。

ポイント

- 働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できます。
(延長・夜間、土日の保育、短時間・週2日のみの利用も可能)
- 複数の企業が共同で設置することができます。
- 他企業との共同利用や地域住民の子供の受け入れができます。
- 運営費・整備費について、認可施設並みの助成が受けられます。



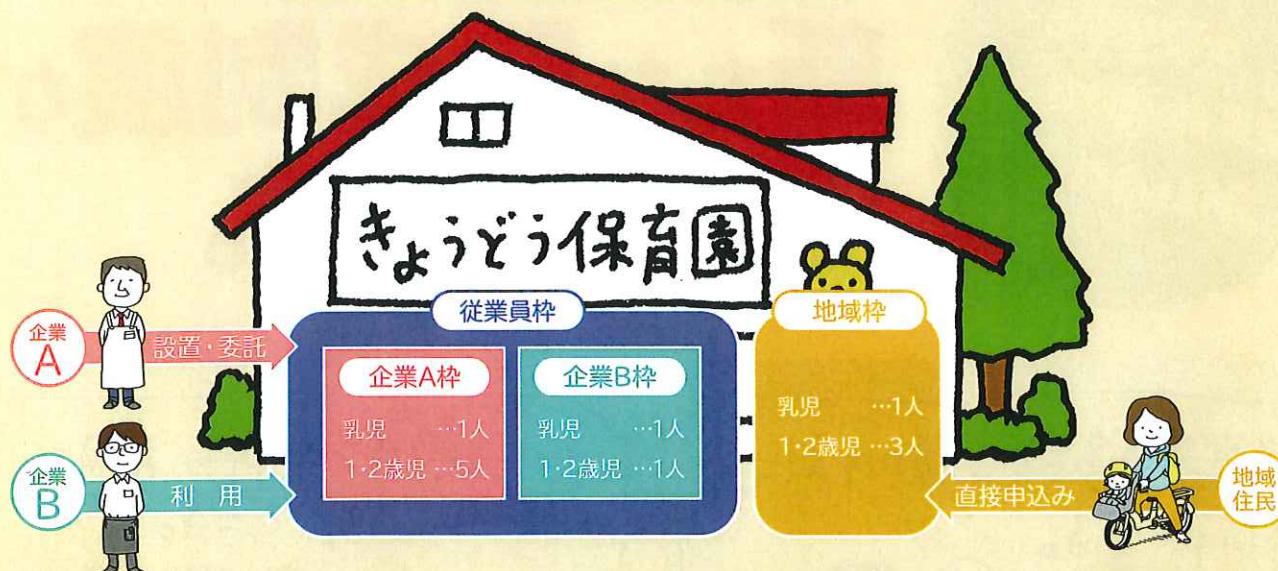
助成内容 (予定)

- **運営費** (定員12人[乳児3人、1・2歳児9人]、東京都特別区、11時間開所、保育士比率50%の場合)
基本額 約2,600万円(年額)
各種加算 延長保育、病児保育、夜間保育など(実施に応じて加算)
- **整備費** (定員30人、東京都、新設の場合) ※既存施設の改修にも補助があります。
基本額 約8,000万円
各種加算 病児保育スペース、一時預かりスペースなど(実施に応じて加算)



モデル例

- 企業A(事業実施者)が保育園(定員12人)を設置*する場合 *運営委託が可能です。
 - ・定員12人のうち、8人を従業員枠(うち6人は自社枠)、4人を地域枠と設定。
 - ・企業Bは、自社従業員の利用に供するため、企業Aと利用枠契約(2人)を締結。
 - ・地域住民は、企業Aに直接利用申し込みをし、利用契約を締結。



主な要件

- 一般事業主(子ども・子育て拠出金を負担している事業者)であること
- 下記①～③のいずれかに該当すること
 - ①従業員向けに新たに保育施設を設置する場合
 - ②既存施設で新たに定員を増やす場合
 - ③既存施設の空き定員を他企業向けに活用する場合
 ※このほかにも要件等があります。

企業主導型のベビーシッター利用者支援事業もあります。

残業や夜勤などの多様な働き方をする従業員が利用するベビーシッター費用の一部を補助するものです。

補助額 1回あたり2,200円(多胎児加算あり)

企業負担 大企業:10% 中小企業:5%



詳細は、
内閣府子ども・子育て本部の
ホームページをご覧ください。



子ども・子育て支援新制度

検索

企業主導型保育事業について

内閣府 子ども・子育て本部

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要

- **一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充**
 - ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
 - ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
 - ・ これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

【概要】

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。

注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げる。

※ その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】平成28年4月1日

仕事・子育て両立支援事業等のイメージ図

【背景】：待機児童解消加速化プラン・・・平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を上積み：40万人⇒50万人(+10万人)

+5万人分・・・企業主導型保育事業により、最大5万人分の受け皿確保

←事業主拠出金（後掲）財源による整備費・運営費の支援

＜企業主導型保育事業＞

☆企業の負担により、従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を支援

（特長）

- ・夜間等時間帯のずれた働き方に対応
- ・休日等の利用に対応
- ・短時間等の非正規社員の利用に対応

- ・複数企業での設置が可能、整備費・運営費の支援により、中小企業の設置に対応
- ・設置に当たり市町村の関与なく企業の柔軟な取組に対応

（具体例）

- ・小売り、飲食、
24時間稼働工場、公共交通
- ・パートタイマー
- ・工業団地、卸売団地、複合商業施設

＜病児保育の拡充＞、＜企業主導型ベビーシッター利用者支援事業＞

【財源の確保】

事業主拠出金の拠出金率の上限引き上げ（標準報酬の0.15%→0.25%） ※事業主負担のみ（労働者負担なし）

・平成28年度は0.2%（+0.05%）：835億円

・平成29年度は0.23%（+0.08%）：約1300億円 ※平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定

（注）拠出金は、厚生年金保険料等と併せて徴収

企業において企業主導型保育事業を推進するメリット

人材確保、女性活躍推進の観点から

育児休業制度などを活用しつつ、出産後も働くことができる職場環境を整備することにより、企業の人材確保や女性職員の活躍推進につながる。

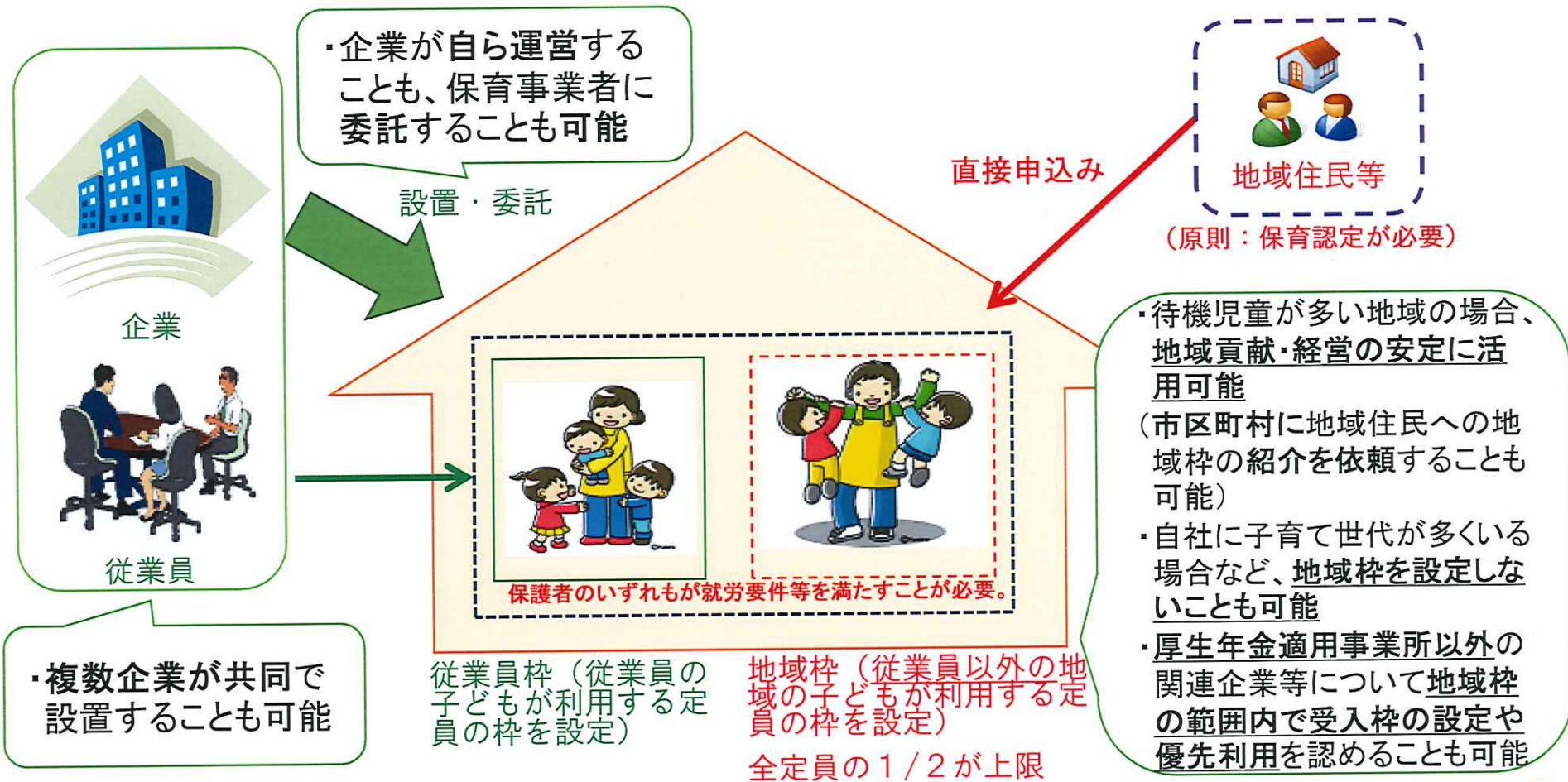
- 従業員の多様な働き方に対応した保育サービスを提供可能
- 企業の魅力を向上し、採用・離職防止に寄与

社会貢献の観点から

従業員の子どもが待機児童になることを避けるとともに、地域枠により地域の子どもを受け入れることで、待機児童の解消につながる。

- 人員、設備等は、認可並みの質を確保
- 子育てに優しい企業は地域の魅力向上にも寄与

企業主導型保育事業の設置イメージ(単独設置型・共同設置型)

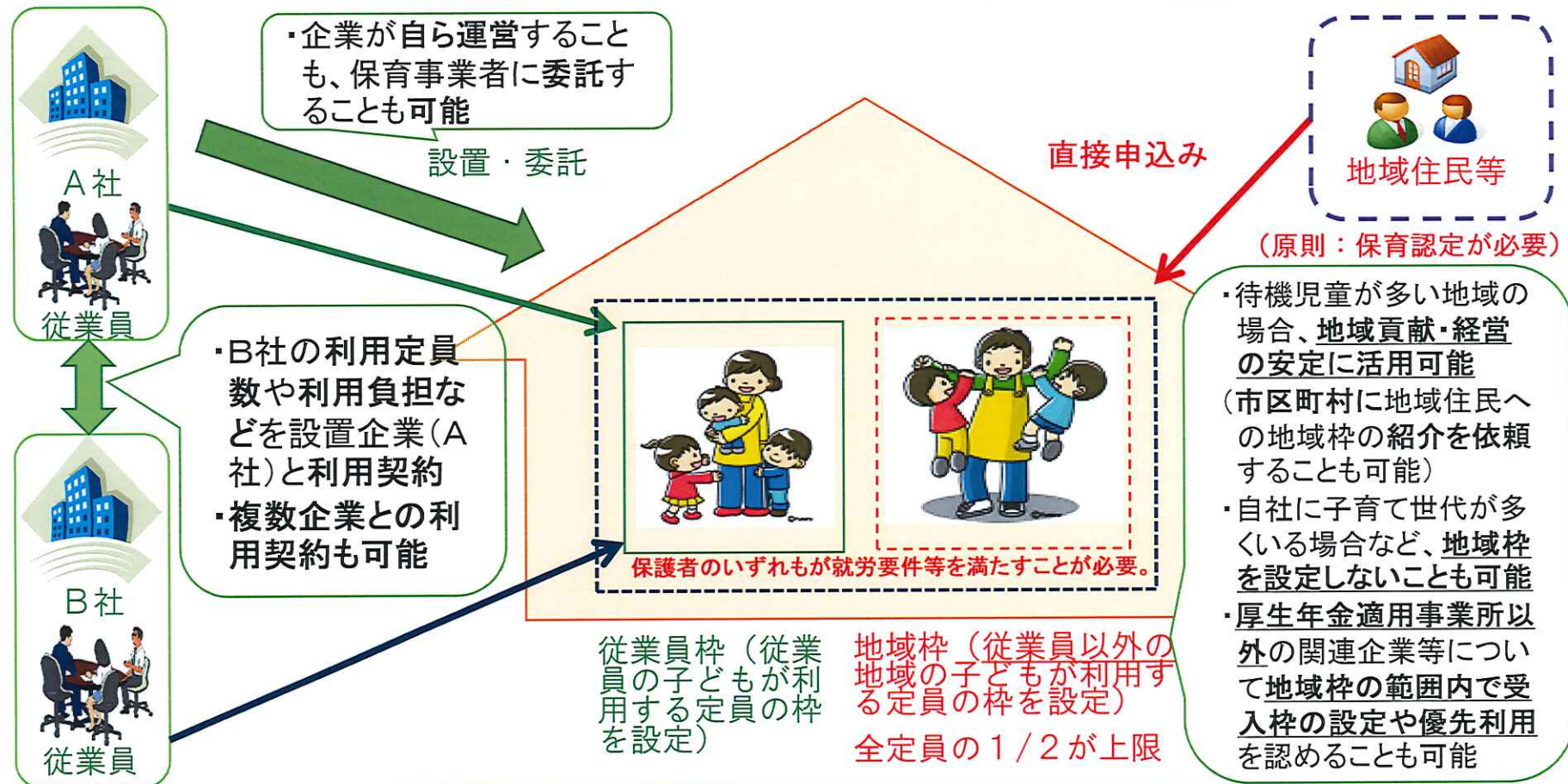


満員電車での子連れ出勤の負担軽減

都市部など通勤電車が混雑する場合などは、フレックスタイム制度、時差出勤制度の活用や、保育所での洗濯サービス（通勤時の荷物負担軽減）を併せて行うなどの工夫が考えられる。

また、駅の近くや社宅の近くに設置することなども考えられる。

企業主導型保育の設置イメージ(共同利用型)

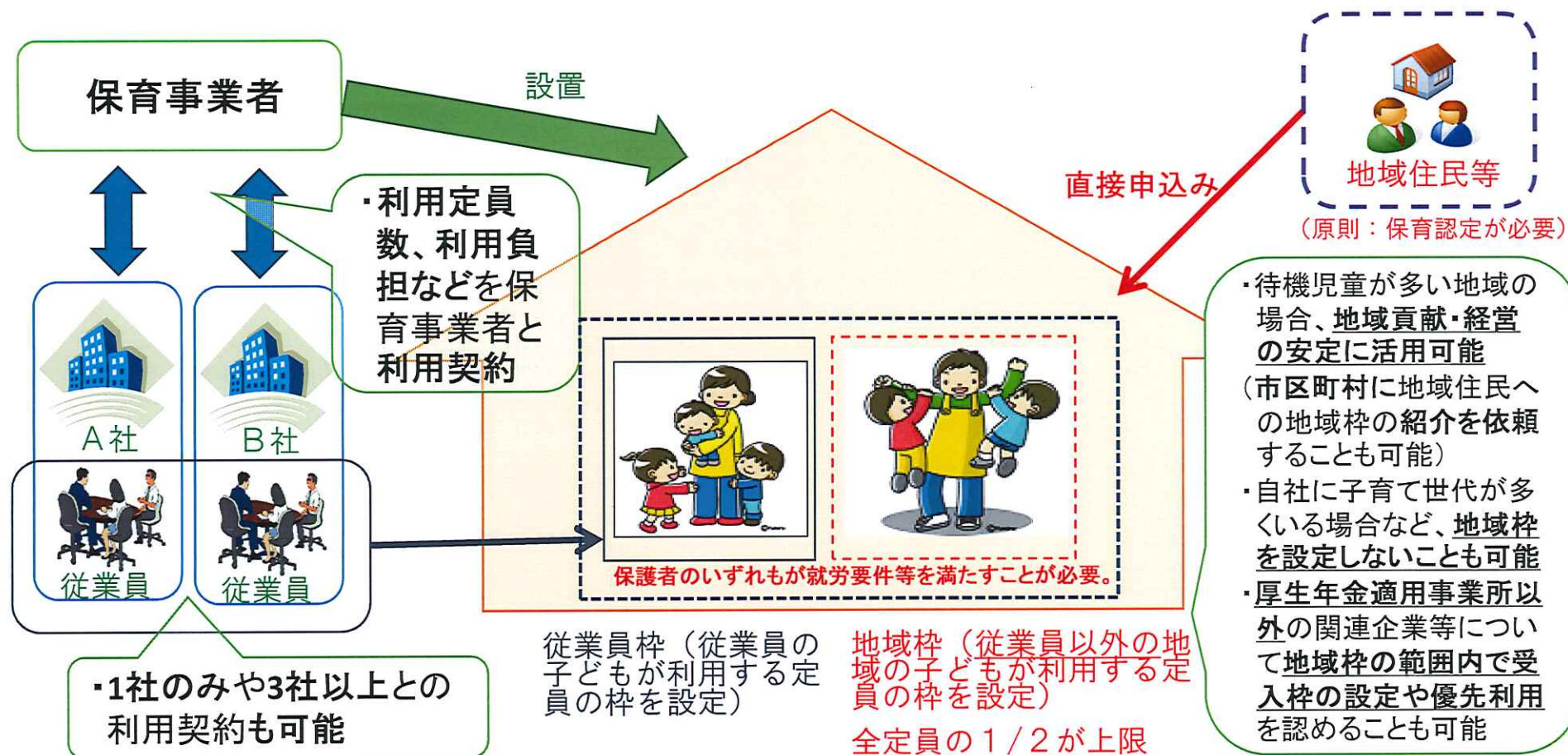


共同利用契約の留意点

契約の形式は問わないが、利用を行う企業の利用定員数及び費用負担を明確にする必要あり。従業員枠の利用を行う企業は、子ども・子育て拠出金を負担している事業主（厚生年金の適用事業所等）である必要あり。（拠出金を負担していない事業主については、地域枠の利用が可能）

複数企業との利用契約も可能。

企業主導型保育の設置イメージ(保育事業者設置型)



利用契約の留意点

契約の形式は問わないが、利用を行う企業の利用定員数及び費用負担を明確にする必要あり。従業員枠の利用を行う企業は、子ども・子育て拠出金を負担している事業主（厚生年金の適用事業所等）である必要あり（拠出金を負担していない事業主については、地域枠の利用が可能）。

1社のみや複数企業との利用契約も可能。

【本件についてのお問い合わせ先】

○申請の受付先、助成の個別具体的内容のご照会：

公益財団法人児童育成協会両立支援事業部 03-5766-3801

○制度のご照会：

内閣府子ども・子育て本部 03-6257-3082

【ホームページでの情報提供】

関連資料は内閣府及び児童育成協会のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

・内閣府HP : <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/index.html>

・児童育成協会HP : <http://kodomono-shiro.jp/cms/>